

Ⅱ 学校生活の留意事項

学校に関わるすべての多様な人々が安全安心に生活できるように、仙台大志高校としてのルールやマナーを守り、有意義な学校生活を作っていきましょう。

1 授業・学習生活

- (1) 学習生活のキーワードは、自己管理、自己責任です。自分の努力や行いは、すべて自分に返ってきます。
- (2) 本校は「ノーチャイム制」を採っています。通常はチャイムもブザーも鳴りません。各自の責任で時間管理に努め、休み時間との区別をつけてください。
- (3) 服装は、高校生らしく、勉強しやすい服装で生活しましょう。学ぶ側の人間としてふさわしいものを心がけてください。
- (4) 授業中、教室内では、帽子、マフラー、イヤホン等は着用しないでください。体育では、運動に支障があるため、及び事故防止のため、爪は切り、つけ爪、ピアス等ははずしてください。
- (5) 授業は礼に始まり礼で終わります。休み時間とのけじめをつけてください。
- (6) 授業中の教室内での飲食は、原則認めません。その時間の授業に必要なものは、すべて鞆にしまっておいてください。
- (7) 授業中の携帯電話やスマートフォンの使用は認めません。電源を切って鞆にしまい、授業に臨んでください。
- (8) 授業は静かに受け、不適切な行為や、先生や他の生徒などの他者に迷惑を及ぼす行為をしてはなりません。
- (9) 常に環境美化に努め、授業後は机の周囲のゴミを拾ってゴミ箱に入れてください。
- (10) 考査にあたっては最善を尽くし、絶対に不正行為をしてはなりません。

2 校内生活

- (1) 校内では、誰に対しても、元気に、ていねいに挨拶しましょう。相手に応じた適切な言葉遣いに注意し、高校生としての品位を失わないよう気を配ってください。
- (2) 上履きは体育館シューズ兼用です。校内では常に上履きで過ごしてください（上履きを忘れたときは貸し出し用スリッパがありますので、職員室に申し出てください）。
- (3) 上履き以外に、服装・頭髪・持ち物等についての規定はありませんが、みなさん一人一人の「良識」の間われるところです。服装は高校生として適切な、また学習しやすいものを心がけてください。
- (4) 昇降口に生徒用下足箱、校舎内に生徒用ロッカーがあります。所持品は各自の自己責任において管理してください。下足箱とロッカーには鍵をかけましょう。
- (5) 本校には学校に関係する多くの人が入り出します。各自で盗難防止に努め、学習に不必要な物品や必要以上の金銭は持参しないようにしましょう。

- (6) スマートフォン、携帯電話の持ち込みは禁止していませんが、原則として授業中には使用できません。
- (7) 職員室前廊下に生徒個人ごとの「レターケース」があります。毎日の連絡や配付物はここに入れてありますから、登下校時に必ず確認して持ち帰りましょう。
- (8) 緊急時の連絡等は、一斉送信メール及び本校ホームページで行いますので、一斉送信メールに必ず登録するようお願いいたします。
- (9) 本校には部・愛好会がありますが、入部（入会）は希望者のみです。学習以外に興味を持ってやってみたいという人などは、ぜひ入部（入会）して活動してみてください。

3 登下校時・通学方法・アルバイト等

- (1) 本校は都心部にあり、周りを住宅地に囲まれています。登下校の際は、交通ルールやマナーを守り、事故のないようにしてください。
- (2) 通学には原則として、徒歩、自転車または公共の交通機関を利用してください。自転車は所定の駐輪場に整然と並べ、盗難防止のために必ず施錠（2箇所以上が望ましい）してください。
- (3) 校地内のルール
 - ① 自転車を降りて通行してください。過去に校門を出た車道で出会い頭の事故が発生しています。車両からの通行生徒の安全確保のためです。
 - ② 盗難被害を防止するため、施錠は2箇所が理想です。
 - ③ 駐輪場には整然ととめましょう。※ 在校生の皆さんの協力で良い状況が保たれています。引き続き、使いやすい駐輪場の維持にご協力をお願いいたします。
- (4) 自転車利用時のヘルメット着用について
令和5年4月1日より、改正道路交通法第63条の11により、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されました。罰則はないものの、着用するように努めるということです。皆さんの安全のため、ヘルメット着用に努めてください。
- (5) 自動車、バイクによる通学は禁止します。
- (6) アルバイトをする場合は、収入を得る目的だけでなく、働くことを体験しながら学習し、その意義について考える場であることを十分に意識して、保護者の責任の下に行ってください。ただし、アルバイト内容や時間帯が高校生としてふさわしいものであり、法律的にも問題ないことが条件です。アルバイトをする際は、「勤務届」を提出してください。

4 生徒指導上の懲戒

本校は多様な生徒がお互いに支え合いながら共に学んでいく学校です。触法行為や社会通念上許されない行為、また他の生徒に迷惑をかけたたり学習を妨害したりするような行為には厳正に対処します。

- (1) 法律や条令に違反する行為は、生徒としてまた社会人として、行ってはなりません。
- (2) いじめや暴力は断じて許されません。
- (3) SNS等のネットと通じたいじめや嫌がらせ、また犯罪行為が全国的に横行しています。これらの行為についても厳正に対処します。
- (4) 授業妨害や暴言、暴力、周囲への迷惑行為も厳しく指導されます。

※ なお、その他にも詳細な留意事項があります。